

# 株式会社デジタルハーツホールディングス 定款

## 第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、株式会社デジタルハーツホールディングスと称し、英文では DIGITAL HEARTS HOLDINGS Co., Ltd. と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営む会社およびこれに相当する業務を営む外国会社の株式または持分を保有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理すること、ならびに次の事業を営むことを目的とする。

1. 家庭用および業務用の製品（電子計算機、移動体端末、家電、アミューズメント機器等）に搭載もしくは、使用されるソフトウェアおよびハードウェア関連機器のデバッグ事業（品質検査業）
2. コンピュータによる情報処理事業
3. 国内および国際付加価値通信網による情報提供サービス事業
4. 前各号に関連する機器およびソフトウェアの企画、開発、製造、販売、輸入、賃貸、設置およびメンテナンス、ならびにこれらに関連するコンサルティング・サービスの提供
5. 前各号に関連する出版物の企画、製作、製造、輸入、販売
6. 前各号に関連する開発技術者の派遣
7. 前各号に関連する開発技術者および人材育成のための教育事業およびイベント等の企画運営
8. 前各号に関連する経営コンサルティング業
9. 前各号に関連する市場調査、宣伝および広告業
10. 一般労働者派遣事業
11. 有料職業紹介事業
12. 前各号に関連するソフトウェア・ハードウェアの使用に関するユーザーサポートの代行業務
13. 新規事業創出、事業成長および中長期的な企業価値の向上を目的とした、他の会社への出資、投資およびその管理
14. その他商業全般
15. 上記各号に付帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都新宿区に置く。

(公告方法)

第4条 当社の公告は、電子公告により行う。  
2. やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

## 第2章 株式

(発行可能株式総数)

第5条 当社の発行可能株式総数は、76,800,000 株とする。

(単元株式数)

第6条 当社の単元株式数は、100 株とする。

(単元未満株式についての権利)

第7条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利

(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利

(3)株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

- 第8条 当会社は、株主名簿管理人を置く。
2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会または取締役会の決議によって委任を受けた取締役が定め、これを公告する。

(株式取扱規則)

- 第9条 株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、その他株式ならびに新株予約権に関する取扱いおよび手数料、株主の権利行使に際しての手續等については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

(基準日)

- 第10条 当会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。
2. 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とする。

### 第3章 株主総会

(招集)

- 第11条 定時株主総会は毎事業年度終了後3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。

(招集権者および議長)

- 第12条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき、取締役会が定めた取締役が招集する。当該取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。
2. 株主総会においては取締役会が定めた取締役が議長となる。当該取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

(電子提供措置等)

- 第13条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(議決権の代理行使)

- 第14条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。
2. 前項の場合には、株主または代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

(決議の方法)

- 第15条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもってこれを行う。
2. 会社法第309条第2項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議事録)

- 第16条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録する。

## 第4章 取締役および取締役会

(取締役会の設置)

第17条 当社は取締役会を置く。

(取締役の員数)

第18条 当社の取締役は、15名以内とする。  
2. 前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は、5名以内とする。

(取締役の選任および解任)

第19条 取締役は、株主総会において、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して選任する。  
2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。  
3. 取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。  
4. 取締役の選任決議は、累積投票によらない。  
5. 補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(取締役の任期)

第20条 取締役（監査等委員であるものを除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。  
2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。  
3. 増員により、または補欠として選任された取締役（監査等委員であるものを除く。）の任期は、他の在任取締役（監査等委員であるものを除く。）の任期の満了すべき時までとする。  
4. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役および役付役員)

第21条 代表取締役は、取締役会の決議によって取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から選定する。  
2. 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。  
3. 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員であるものを除く。）または執行役員の中から、社長1名を選定し、また必要に応じ、会長1名および、副社長、専務、常務各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会が定めた取締役が招集し、議長となる。当該取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第23条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。  
2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の方法)

第24条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第25条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同

意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(重要な業務執行の決定の委任)

第 26 条 当会社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(取締役会の議事録)

第 27 条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役が記名押印または電子署名する。

(取締役会規則)

第 28 条 取締役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規則による。

(取締役の報酬等)

第 29 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」と総称する。）は、株主総会の決議によって、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定める。

(取締役の責任免除)

第 30 条 当会社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

2. 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

## 第 5 章 監査等委員会

(監査等委員会の設置)

第 31 条 当会社は、監査等委員会を置く。

(常勤の監査等委員)

第 32 条 監査等委員会はその決議により、監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会の招集通知)

第 33 条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

2. 監査等委員会は、監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで開催することができる。

(監査等委員会の決議の方法)

第 34 条 監査等委員会の決議は、監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。

(監査等委員会の議事録)

第 35 条 監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令の定める事項は、議事録に記載または記録し、出席監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。

(監査等委員会規則)

第 36 条 監査等委員会に関する事項については、法令および定款に定めるもののほか、監査等委員会が定める監査等委員会規則による。

## 第6章 会計監査人

(会計監査人の設置)

第37条 当社は、会計監査人を置く。

(会計監査人の選任)

第38条 当社の会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第39条 当社の会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 当社の会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第40条 当社の会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

(会計監査人の責任免除)

第41条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

## 第7章 計算

(事業年度)

第42条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第43条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める。

(剰余金の配当の基準日)

第44条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

2. 当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。

3. 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(期末配当金等の除斥期間)

第45条 期末配当金および中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。

2. 未払の期末配当金および中間配当金には利息をつけない。

## 附則

(監査役の責任免除に関する経過措置)

2026年6月開催の第13回定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任の取締役会決議による免除については、同定時株主総会の決議による変更前の定款第40条第1項の定めるところによる。